

呉市広告掲載取扱要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 市の資産のうち広告を掲載し、又は掲出できるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のWEBページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できると市長が認めるもの

(基本原則)

第3条 広告媒体への民間企業等の広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 市民に不利益をもたらすことのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものであること。
- (5) 本市の条例及び関係諸法令並びに社会秩序を守るものであること。
- (6) 掲載又は掲出がされた広告の内容に係る一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わないものであること。

(広告掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載し、又は掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を含むもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 呉市の市税を滞納している者に係るもの
- (10) その他広告掲載をする広告として不適當であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載のできる広告に関する基準は、別に定める。

(広告料)

第5条 広告料は、広告の作成経費、広告媒体の種類、広告の規格、類似広告の市

場単価等を勘案し、当該広告媒体の主管部署の長（以下「主管部長」という。）が定める。

（取扱基準等）

第6条 前条の広告料のほか、広告掲載の位置、広告掲載期間、募集方法、広告主の選定方法等、広告掲載に伴い必要となる事項は、広告媒体ごとに主管部長が定める。

2 主管部長は、前項に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

（審査機関）

第7条 広告掲載の可否、広告料、広告の内容等に関して疑義が生じた場合において、これらを審査するため、呉市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 呉市長職務代理者規則（平成11年呉市規則第8号）に規定する第1順位の副市長

(2) 副委員長 呉市長職務代理者規則に規定する第2順位の副市長

(3) 委員 総務部長、企画部長、財務部長、市民部長、産業部長、教育部長

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第8条 委員長は、主管部長の求めに応じ、又は委員長が必要があると認めたときは、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告媒体を主管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

改正 平成20年4月1日

改正 平成27年4月1日